

いて遺憾なきを期し、左記のことを申し入れます。

記

本会議は、災害を受けた学術研究機関の施設の充分な修復が速かに行われることを希望する。また、地方自治団体その他における災害復旧につき、国庫補助を行うにあたつては学術研究機関の施設が軽視されることのないよう政府において特に留意し、かつ注意をうながされるよう希望する。

1-67

総発第460号 昭和25年10月23日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

研究費の問題について（申入）

本会議は、10月6日、本会議第7回総会において左記の決議を行いました。

本会議は、政府が、研究費の問題について本会議の決議を尊重し、その主旨の実現に万全の努力を傾注されんことを、ここに強く要望します。

記

昭和26年度の文部省科学振興予算については、学術会議は文部省と緊密に協力してその内容を検討し、18億3,600万円という要求額を最低線として支持した。しかるに、政府は、国立大学教官研究費が増額されたこと、及び、過去における科学研究費の配分が重点的に行われなかつたこと、等を理由として、25年度のまま据置の5億円に削減した。かくの如きは、研究費の涸渇に悩む研究現場第一線の窮状に目を蔽い、全国の研究者の切なる総意を無視した態度であつて、誠に遺憾とせざるを得ない。

思うに、今日の日本がよつて以て国民経済の再建を図り、進んで国際社会の発展と平和の基礎づけとに貢献すべき第一義の道は、科学技術の向上を指して他には求められ得ない。世界における日本の存在意義を發揮する最も積極的な方向は、正しくここに存するのである。もしも政府がこの点に着意するならば、国費の若干を研究費の大幅の増額にふりむけて、全国の研究者を鼓舞激励し、科学立国の大方针を樹立することは、決して難事ではないと確信する。

よつて、日本学術会議は、ここに総会の決議を以て、政府が研究費の問題に対する認識と態度とを根本的に改められんことを、強く要望する。

1-68

総発第456号 昭和25年10月23日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

研究者の身分保障について（勧告）

本会議は、10月7日、本会議第7回総会の議決に基き、次のことを重ねて勧告します

追つて、去る9月14日、文部大臣に對し同主旨の申し入れをいたしました。念のため申し添えます。

記

最近新聞紙等の報道により、政府が現在大学等学術研究機関の人事について考え方をすすめていると伝えられるところのものは、大学等学術研究機関における学術研究者の学問思想の自由を不當に不安ならしめるおそれがあると思われます。

日本学術会議は、大学等の学術研究機関の人事につき、さきに第4回総会において慎重審議の結果、別紙本文のような決定に到達しこの決定を日本学術会議法第5条に基いて政府に通達勧告しておきました。もし、政府が最近報道されているような学術研究者の整理的措置を考慮中であるならば、この際、政府として、日本学術会議の第4回総会の決議の主旨にもとることのないように考慮されるよう、この際特に政府の注意を喚起する次第であります。

(別紙本文 番号28参照)

1-69

研発第475号 昭和25年10月23日

文部省大学学術局長 稲田清助 殿

日本学術会議研究費予算委員会

委員長 尾高朝雄

昭和27年度研究費予算の編成方針について(勧告)

表記のことについて、左記の措置をとられるよう勧告します。

なお、このことは10月6日、日本学術会議第7回総会で議決されたものであることを申し添えます。

記

1. 昭和26年度の科学研究費交付金の申請を募る際に、併せて各研究者から昭和27年度の研究計画と所要研究費を予告することを求める。
2. 右の予告は、単なるペーパー・プランでなく、責任のある計画でなければならない。
3. 学術会議は、右の予告について、研究の重要性、研究者の適格性等により、必要な研究費の総額を算出し、その結果を文部省に示し、昭和27年度予算編成の重要な1つの根拠とする。
4. 昭和27年度の研究費配分のためには、改めて昭和26年度中に申請を募る。この申請は、前以て行つた予告と必ずしも一致する必要はないが、研究計画を変更するには相当の理由がなければならない。

1-70

総発第453号の3 昭和25年10月23日

文部省大学学術局長 稲田清助 殿

日本学術会議事務局長

本田弘人

科学知識の普及実行に関する経費について(申入)

標記のことについて、10月6日、本会議第7回総会において左記のことが議決されましたので、